

教育委員会（第3回）定例会

令和 8年 3月27日（金）
9時00分～10時30分

次 第

1 開会

2 議案

- 第8号議案 公印を押印する文書の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則
第9号議案 久留米市北野生涯学習センター及び久留米市三潯生涯学習センター並びに附帯施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則
第10号議案 久留米市スポーツ推進計画の策定について
第11号議案 久留米市視聴覚ライブラリー設置条例施行規則の一部を改正する規則
第12号議案 久留米市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則
第13号議案 第5次久留米市子どもの読書活動推進計画の策定について
第14号議案 令和8年度久留米市教育委員会事務局等職員の人事異動の臨時代理について 当日配布
第15号議案 令和8年度久留米市立学校教職員の人事異動内申の臨時代理について 非公開 当日配布

3 報告事項

- (1) 教育委員会後援事業等に関する報告
- (2) 令和8年第1回（3月）久留米市議会一般質問回答要旨
- (3) 久留米市小中一貫教育に関する方針案の策定状況について
- (4) 市立高校の部活動における物損事故について
- (5) 久留米市文化財保存活用地域計画の中間見直しについて

4 その他

5 今後のスケジュール

6 閉会

第 8 号議案

公印を押印する文書の見直しに伴う関係規則の整備に関する
規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

公印を押印する文書の見直しに伴い、関係規則の一部を改正しようとするものである。

公印を押印する文書の見直しに伴う関係規則の整備に関する
規則

(久留米市体育施設条例施行規則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「印」を削る。

- (1) 久留米市体育施設条例施行規則（昭和41年久留米市教育委員会規則第1号）第2号様式
- (2) 久留米市城島ふれあい広場条例施行規則（平成17年久留米市教育委員会規則第9号）第2号様式
- (3) 久留米市城島トレーニングセンター条例施行規則（平成17年久留米市教育委員会規則第10号）第2号様式
- (4) 久留米市三瀦B&G海洋センター条例施行規則（平成17年久留米市教育委員会規則第11号）第2号様式

(久留米市生涯学習センター規則等の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「印」を削る。

- (1) 久留米市生涯学習センター規則（平成13年久留米市教育委員会規則第2号）第2号様式及び第4号様式
- (2) 久留米市城島総合文化センター条例施行規則（平成17年久留米市教育委員会規則第34号）第2号様式、第4号様式及び第5号様式
- (3) 久留米市田主丸複合文化施設条例施行規則（平成17年久留米市教育委員会規則第40号）第2号様式、第4号様式及び第6号様式
- (4) 久留米市野中生涯学習センターの管理及び運営に関する規則（平成31年久留米市教育委員会規則第1号）第2号様式

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（事務の委任等）

- 第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。
- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
 - 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
 - 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
 - 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
 - 五 次条の規定による点検及び評価に関すること。
 - 六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。
- 3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。
- 4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

第 9 号議案

久留米市北野生涯学習センター及び久留米市三潁生涯学習センター並びに附帯施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

生涯学習センターへの Web 予約導入に伴い、現在使用している様式を、システム出力の様式に改正するもの。あわせて、久留米市文書規程（令和 2 年久留米市規程第 1 0 号）の一部改正に伴い、公印の押印を省略するため、本規則の第 3 号様式及び第 4 号様式を改正するものである。

久留米市北野生涯学習センター及び久留米市三潁生涯学習センター並びに附帯施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

久留米市北野生涯学習センター及び久留米市三潁生涯学習センター並びに附帯施設の管理及び運営に関する規則（平成27年久留米市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「12月31日までの日及び1月2日から」を「翌年」に、「をいう」を「（法に規定する休日を除く。）をいう」に改める。

第4条第1項中「規定により使用」を削り、「久留米市生涯学習センター使用（使用変更）許可申請書」を「（使用許可・使用変更）申請書」に、「を教育委員会に提出」を「により教育委員会に申請」に改め、同条第2項及び第3項中「申請」を「規定による申請」に改める。

第5条中「前条の」の次に「規定による」を加え、「久留米市生涯学習センター使用（使用変更）許可書」を「（使用許可・使用変更許可）書」に改め、「第4号様式）」の次に「以下「使用等許可書」という。）」を加える。

第6条中「の使用許可」を「の許可」に、「使用許可書等」を「使用等許可書」に改める。

第7条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

第1号様式及び第3号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

（使用許可・使用変更）申請書

| | | | 年 月 日 |
|-----------------|------|------------------|-----------|
| 久留米市教育委員会教育長 宛て | | | |
| 申請者 | | | |
| 利用者名 | | | |
| 住所 | | | |
| 電話番号 | | | |
| 下記のとおり申請します。 | | | 署名欄 _____ |
| 使用施設： | | | |
| 使用日 | 使用時間 | 使用目的（催し名）／施設／備品名 | 人数 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

第3号様式（第5条関係）

（使用許可・使用変更許可）書

年 月 日

利用者名

住所

電話番号

下記のとおり許可します。

久留米市教育委員会教育長

使用施設：

| | |
|----|---|
| 金額 | 円 |
|----|---|

予約内訳

| 使用日 | 使用時間 | 使用目的（催し名）／施設／備品名 | 料金 |
|-----|------|------------------|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

第4号様式中「印」を削る。

第5号様式中「使用（使用変更）許可書」を「使用等許可書」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（事務の委任等）

- 第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。
- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
 - 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
 - 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
 - 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
 - 五 次条の規定による点検及び評価に関すること。
 - 六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。
- 3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。
- 4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

第 1 0 号議案

久留米市スポーツ推進計画の策定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

令和 2 年 3 月に策定した久留米市スポーツ推進計画について、令和 7 年度に計画の終期を迎えるにあたり、令和 8 年度から令和 1 2 年度までの次期計画として策定しようとするものである。

議案資料 別冊

「久留米市スポーツ推進計画(原案)[令和8年度～令和12年度]」 に対するパブリック・コメントの結果について

令和8年1月6日(火)から令和8年2月4日(水)までの期間で、久留米市スポーツ推進計画(原案)[令和8年度～令和12年度]についてパブリック・コメントを実施し、市民の皆様へ意見を募集いたしました。

その結果及び意見をまとめましたので、ご報告いたします。

1. 募集結果

| 人数・団体数(意見提出方法) | 意見の件数 |
|--------------------------|-------|
| 個人2名(電子申請)・2団体(電子申請、メール) | 21 |

2. 意見の内訳

| 区 分 | 件 数 |
|---------------------|-----|
| 意見の趣旨に基づいて原案を修正するもの | 2 |
| 意見の趣旨が原案に記載されているもの | 5 |
| 意見に対して原案を修正しないもの | 14 |

3. 意見の概要及びそれに対する市の考え方

別紙のとおり

久留米市スポーツ推進計画(原案)[令和8年度～令和12年度]に対する意見の概要及び市の考え方

| No. | 原案頁 | 章 | 項目 | 意見の概要 | 対応区分 | 対応の考え方 |
|-----|-----|---|----|--|---------|---|
| 1 | 全体 | - | - | 令和2年度から令和7年度までの市スポーツ推進計画を受けての新たな計画は、国や県の計画等をベースにしながらの作成となっていることは大変素晴らしいことだと思ふ。国もスポーツ推進を幅広く多角的、多面的にとらえていると感ずる。特に、新たに取入れられた「あつまる・つながる」は、これまでもスポーツ・運動をしてこなかった人たちにきかけづくりになるものと期待できる。 | 原案どおり | これまでの市スポーツ推進計画に基づき施策においても、若者世代や現役世代のスポーツ実施率向上が課題であるため、「あつまる・つながる」というスポーツの機能がスポーツを始めるきっかけとなるような施策に取り組みまいります。 |
| 2 | 全体 | - | - | スポーツ・健康・体づくり・障害者スポーツの連携・融合を図ってほしい。 | 原案どおり | 連携を図ることで相乗効果を生み出せるよう、施策実施を工夫してまいります。 |
| 3 | 全体 | - | - | 行政間だけでなく横のつながりを強化していくために、本来の「スポーツコンベンション」または「総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」を核としたスポーツや健康のプロジェクト構築が必要だと思ふ。 | 原案どおり | 関係部局同士だけでなく、それぞれの関係団体等とも連携しながら、各施策を進めてまいります。 |
| 4 | 全体 | - | - | 全体を通して、各項目にある写真やイラストの部分を削除し、具体的にどのように推進するのか、啓発するのか、充実を図るのか、環境を整えるのか、計画内容の明記を求めらる。 | 原案に記載あり | 原案p31に記載のとおり、施策を推進するため、市・市スポーツと学びの財団・国・福岡県・市民・地域・学校・各種スポーツ団体が、相互連携を図りながら計画の推進に取り組みます。 |

| No. | 原案頁 | 章 | 項目 | 意見の概要 | 対応区分 | 対応の考え方 |
|-----|-----|-----|---------------------|---|---------|---|
| 5 | p21 | II章 | 5. 施策の体系 | 「施策の主な視点」に追加をお願いしたい。 「(1)スポーツ機会の充実・活動の活性化」の④に「あつまる」、⑥に「する」を追加する。 | 原案を修正 | ご意見を踏まえ、次のように修正します。 【修正前】 (1)の④「中学校部活動の地域展開」の施策の主な視点…する・ささえる・つながる (1)の⑥「スポーツを通じた共生社会の実現」の施策の主な視点…ささえる・あつまる・つながる 【修正後】 (1)の④「中学校部活動の地域展開」の施策の主な視点…する・ささえる・あつまる・つながる (1)の⑥「スポーツを通じた共生社会の実現」の施策の主な視点…する・ささえる・あつまる・つながる |
| 6 | p22 | II章 | (1)スポーツ機会の充実・活動の活性化 | 健全者や障害のある方が、一緒にスポーツを楽しむような計画にしていきたい。 | 原案に記載あり | 原案に記載のとおり、年齢や性別、障害の有無等に関わらず、あらゆる市民がスポーツ団体に親しみ楽しめるよう、各種スポーツ団体と連携した市民参加型スポーツイベントや教室等を開催し、また、その内容の充実を図ります。 |

| No. | 原案頁 | 章 | 項目 | 意見の概要 | 対応区分 | 対応の考え方 |
|-----|-----|-----|-----------------------------|--|-------------|--|
| 7 | p22 | II章 | (1)スポーツ機 会の充実・活動 の活性化 | <p>●子どものスポーツ活動の推進 身近な地域でのスポーツや運動を行える場所と 機会を提供していきたい。そのために、 (ア) 公共施設や学校施設の開放を市内全体で調 整・管理し、自由に活動できる時間と教室やサー クル活動ができる環境づくりを推進していく。そ ののために情報発信が不可欠である。 (イ) 身近な公園の整備を行い、公園でも子ども たちが伸び伸びと活動できる場所に整備してい く。そのために利用時間の区分け、見守り隊の配 置、子どもたちでの運営参加を行っていく。</p> | 原案どおり | ご意見については、今後のスポーツ推進 施策に取り組みむ上での参考とさせていただきます。 |
| 8 | p22 | II章 | (1)スポーツ機 会の充実・活動 の活性化 | <p>●学校体育及び部活動の充実 学校体育へのサポートをしに行く（総合型地域 スポーツクラブでの実績あり）。または昼休み等 に場の提供を行っていく。部活動は「ゆるブカ ツ」的な活動を行っていく。部活動は「ゆるブカ ツ」的な活動を、総合型地域スポーツクラブが主 体となって子どもたちが自由に参加できる環境づ くりを行うとともに、小学生から高校生、将来的 には子どももから大人までが自由に参加できる環境 づくりを目指していく。</p> | 原案どおり | ご意見については、今後のスポーツ推進 施策に取り組みむ上での参考とさせていただきます。 |
| 9 | p23 | II章 | (1)スポーツ機 会の充実・活動 の活性化 | <p>運動しない人のために気軽に運動できる機会を 増やして欲しい。計画案にあるように気軽に運動 できる機会に力を入れて欲しい。</p> | 原案に記載あ り | 原案に記載のとおり、若者世代や現役世 代で仕事や家事、子育て等で忙しい世代の 運動機会の充実を図るため、スポーツ関係 団体等と連携し各種スポーツ教室や体験会 等を開催します。また、託児サービスの提 供など子育て中の人も参加しやすい環境を 整えます。 |
| 10 | p23 | II章 | (1)スポーツ機 会の充実・活動 の活性化 | <p>●若者世代や現役世代のスポーツの推進 月1回程度～2週間に1回程度の活動機会の提 供を行っていく。教室形式だけでなく自由参加の サークル活動を行っていく。託児だけでなく互い に見守りながら活動できる場づくり。駐車場問題 も考慮しながら場の設定をしていきたい。</p> | 原案どおり | ご意見については、今後のスポーツ推進 施策に取り組みむ上での参考とさせていただきます。 |

| No. | 原案頁 | 章 | 項目 | 意見の概要 | 対応区分 | 対応の考え方 |
|-----|-----|-----|-----------------------------|--|-------|--|
| 11 | p23 | II章 | (1)スポーツ機 会の充実・活動 の活性化 | <p>●高齢者スポーツの推進 「お手軽に誰もが自由に」参加できる環境をつくる。市から「スポーツ体験券」などのチケット発行やお手紙作戦なども効果があるように思われる。</p> <p>●高齢者スポーツの推進 「地域お助け隊」を設立し、地域の困りごとの手伝いをしに行く男性を中心としたチームをつくり活動をしていた。スポーツや健康づくりが苦手な男性高齢者には「働く」「お手伝い」の方が入りやすい精神的にも充実できるものと考える。</p> | 原案どおり | ご意見については、今後のスポーツ推進施策に取り組みむ上での参考とさせていただきます。 |
| 12 | p23 | II章 | (1)スポーツ機 会の充実・活動 の活性化 | <p>●障害者スポーツの普及促進 誰もが参加できる環境が望ましい…障害の内容によりなかなかハードルが高いものであるが、障害者ばかりの活動の場に健常者が参加するという考え方を少し変える必要があると感じている。</p> | 原案どおり | ご意見については、今後のスポーツ推進施策に取り組みむ上での参考とさせていただきます。 |
| 13 | p23 | II章 | (1)スポーツ機 会の充実・活動 の活性化 | <p>●障害者スポーツの普及促進 誰もが参加できる環境が望ましい…障害の内容によりなかなかハードルが高いものであるが、障害者ばかりの活動の場に健常者が参加するという考え方を少し変える必要があると感じている。</p> | 原案どおり | ご意見については、今後のスポーツ推進施策に取り組みむ上での参考とさせていただきます。 |
| 14 | p24 | II章 | (1)スポーツ機 会の充実・活動 の活性化 | <p>計画案にあったようにアプリなどを使って、スポーツをしていくとポイントが溜まるなどと言ったような達成感が得られるような企画があると楽しく参入しやすいなど感じる。</p> | 原案どおり | 市スポーツ推進計画[令和2年度～令和7年度]における、スマートフォンアプリを活用した健康づくりの取組については、今後も継続して実施していきます。 |
| 15 | p26 | II章 | (2)スポーツ環 境基盤の充実 | <p>体育施設について、誰もが利用しやすい方法を検討していただきたい。</p> | 原案どおり | 施設の利用方法等、丁寧な広報周知に努めていきます。 |
| 16 | p27 | II章 | (2)スポーツ環 境基盤の充実 | <p>公園整備のところは、今ある公園や広場だけでなく、空き地や小中学校のグラウンドも視野に入れている。これらのことは横の連携がなれないとできないので、その調整を行うことも含めて「スポーツコミュニケーション」や「スポーツ健康アドバイザー」が必要だと考える。</p> | 原案どおり | ご意見については、今後のスポーツ推進施策に取り組みむ上での参考とさせていただきます。 |

| No. | 原案頁 | 章 | 項目 | 意見の概要 | 対応区分 | 対応の考え方 |
|-----|-----|-----|----------------|--|-------|--|
| 17 | p27 | II章 | (2)スポーツ環境基盤の充実 | <p>●身近な運動・スポーツの推進 「スポーツ施設に限らず・・・サイクリングコース、」のあとに「高齢者が集ういきいきサロンなどでニュースポーツの普及など、」を追加。</p> | 原案を修正 | <p>ご意見を踏まえ、次のように修正します。</p> <p>【修正前】 p24 ⑤スポーツを通じた健康増進 保健所等と連携しながら、ウォーキングやラジオ体操等手軽に行えるスポーツを推進すること、市民の健康増進を図ります。</p> <p>●健康づくりのための運動の推進 「いつでも・どこでも・だれでも」手軽に行える健康づくりであるウォーキングやサイクリング、ラジオ体操等の運動を地域との連携により推進します。</p> <p>【修正後】 ⑤スポーツを通じた健康増進 保健所等と連携しながら、ウォーキングやラジオ体操、<u>ニュースポーツ等</u>手軽に行えるスポーツを推進すること、市民の健康増進を図ります。</p> <p>●健康づくりのための運動の推進 「いつでも・どこでも・だれでも」手軽に行える健康づくりであるウォーキングやサイクリング、ラジオ体操、<u>ニュースポーツ等</u>の運動を地域との連携により推進します。</p> |

| No. | 原案頁 | 章 | 項目 | 意見の概要 | 対応区分 | 対応の考え方 |
|-----|-----|----|-------------------|---|---------|---|
| 18 | p27 | Ⅱ章 | (2)スポーツ環境基盤の充実 | 市内に「久留米スポーツ・健康アドバイザー(仮称)」の人材を5～8人配置し、市より権限をいたただき全体を見渡す活動を推進していく。また、各地(校区)の活動を調査したり、アドバイスしたりしていく。この中には若者も参加している。スポーツも健康も身体活動も多くの市民が健康で豊かなライフスタイルを構築できるような広い目で豊かながら進めていきたい。 | 原案どおり | ご意見については、今後のスポーツ推進施策に取り組みむ上での参考とさせていただきます。 |
| 19 | p28 | Ⅱ章 | (2)スポーツ環境基盤の充実 | 総合型地域スポーツクラブのことがかなり挙げられ大変うれしい限りだが、これを現実的に行っていくために新たな総合型地域スポーツクラブ設立が既存の総合型地域スポーツクラブを拡大させる必要があるかと思う。校区コミュニティ組織や自治会等の軋轢が予想されるが、広い視野での多世代支援と地域住民へのサポートと捉えていた段階きたい。また高齢者・高齢化問題を解決する手段でもありやすくなるのではと考えている。「行政と地域の融合をさらにパワーアップさせたい」と考える。」 | 原案どおり | ご意見については、今後のスポーツ推進施策に取り組みむ上での参考とさせていただきます。 |
| 20 | p29 | Ⅱ章 | (3)スポーツを活かした地域活性化 | ①大規模大会などスポーツコンベンション誘致による地域活性化 世界大会や全国規模の大会が開催されているが、広報活動が弱いため市民全体に広まっている。広報や周知の方法について、市のホームページや広報くめるめ、ラインでは閲覧する人が限られている。広く周知をするために、ポスターやチラシなど興味がなくとも目に留まるような従来の方法や検討するべき。 | 原案に記載あり | 原案p30に記載のとおり、年代を問わずあらゆる市民がスポーツに親しむことができ、必要な人への必要ない情報が届くよう、ポスターやチラシ等を含め様々な広報媒体を活用し、情報発信を強化します。 |

| No. | 原案頁 | 章 | 項目 | 意見の概要 | 対応区分 | 対応の考え方 |
|-----|-----|-----|--------------------|---|---------|---|
| 21 | p30 | II章 | (4)スポーツに関する情報発信の充実 | 発信活動などをSNSで行い、久留米の運動できる施設やスポーツなどを宣伝したりして発信を促すなど、様々な方に届けようとする。スポーツで、様々な人だけにしないでほしい。そのためにも、気軽にできる運動や筋トレをもっと広めてほしい。基礎能力を鍛えることで、もっとスポーツにも参入しやすくなるのではないかと思う。 | 原案に記載あり | 原案に記載のとおり、年代を問わずあらゆる市民がスポーツに親しむことができ、機会を充実させるため、必要な人へ必要な情報が届くよう、情報発信を強化します。 |

| | |
|---------|----|
| 原案を修正 | 2 |
| 原案に記載あり | 5 |
| 原案どおり | 14 |
| 計 | 21 |

○スポーツ基本法（抜粋）

（平成二十三年六月二十四日）

（法律第七十八号）

第七十七回通常国会

菅（直人）内閣

改正 平成二四年八月二二日法律第六七号

同二六年六月二〇日法律第七六号

同二八年五月二〇日法律第四七号

同三〇年六月二〇日法律第五六号

同三〇年六月二〇日法律第五七号

令和七年六月二〇日法律第七一号

（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、単独で又は共同して、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方スポーツ推進計画は、スポーツに関連する他の計画と一体のものとして定めることができる。
- 3 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

（平二六法七六・令七法七一・一部改正）

第 1 1 号議案

久留米市視聴覚ライブラリー設置条例施行規則の一部を改正
する規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

公印を押印する文書の見直しに伴い、規則の一部を改正しようとするものである。あわせて館外利用停止措置規定の適用条文の見直し及び別表に規定する館外貸出対象視聴覚機材等を現在の所有状況に照らして見直すほか、条文の文言を整理しようとするものである。

久留米市視聴覚ライブラリー設置条例施行規則の一部を改正
する規則

久留米市視聴覚ライブラリー設置条例施行規則（昭和53年久留米市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「休館」を「休館し、」に、「において」を「において、」に改める。

第6条第2項中「前項の申込」を「、視聴覚施設の利用又は許可した事項の変更」に改め、同条第3項ただし書中「この」を「、この」に改める。

第7条第2項中「、通勤し」を「通勤し」に改め、同条第4項を削る。

第8条第2項中「あつた」を「あった」に、「訂正又は再交付を受けなければ」を「、委員会に届け出なければ」に改める。

第9条第2項中「及び16ミリフィルムの利用」を削る。

第11条中「又は機材等」を「又は視聴覚機材等」に、「第5条第4項に規定する教材」を「第6条第4項に規定する視聴覚機材等」に改める。

第12条第1項第2号中「著しく大きな音及び」を「騒音、」に改め、同項第4号中「、」を削る。

第13条中「第7条第3項及び第9条」を「第6条第3項、第8条第3項、第10条又は第11条」に改める。

第16条第4項中「き損した」を「毀損した」に改める。

別表団体利用の項中「、8ミリ映写機」を削り、「V・T・R、カラーカメラ」を「プロジェクター、アンプ、ライト」に改め、「16ミリ映画フィルム、8ミリ映画フィルム、」及び「、録音教材、録画教材」を削り、同表個人利用の項中「8ミリ映画フィルム、」及び「、録音教材、録画教材」を削る。

第1号様式中「あて」を「宛て」に改める。

第2号様式中「殿」を「様」に改め、「印」を削る。

第 3 号様式中「あて」を「宛て」に改める。

第 7 号様式中「もち」を「持ち」に、「あつた」を「あった」に、「取扱つて」を「取り扱って」に、「持つた」を「持った」に、「こわしたり」を「壊したり」に、「なくした」を「無くした」に改める。

第 8 号様式中「あて」を「宛て」に、「視聴覚機材等利用申込書」を「視聴覚機材等利用報告書」に改める。

第 9 号様式中「久留米市長 あて」を「久留米市教育委員会教育長 宛て」に改める。

第 10 号様式中「あて」を「宛て」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による書類で現に使用されているものは、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

久留米市視聴覚ライブラリー設置条例施行規則（昭和53年教育委員会規則第12号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p>○久留米市視聴覚ライブラリー設置条例施行規則</p> <p>昭和53年9月20日</p> <p>久留米市教育委員会規則第12号</p> <p>改正 昭和54年3月1日教育委員会規則第1号</p> <p>昭和57年4月1日教育委員会規則第2号</p> <p>平成元年4月26日教育委員会規則第4号</p> <p>平成2年3月31日教育委員会規則第3号</p> <p>平成5年3月26日教育委員会規則第3号</p> <p>平成6年9月1日教育委員会規則第8号</p> <p>平成8年3月26日教育委員会規則第2号</p> <p>平成11年3月31日教育委員会規則第5号</p> <p>平成15年6月25日教育委員会規則第4号</p> <p>平成17年1月25日教育委員会規則第13号</p> <p>平成18年3月20日教育委員会規則第3号</p> <p>平成21年2月24日教育委員会規則第3号</p> <p>（中略）</p> <p>（休館日）</p> <p>第5条 ライブラリーの休館日は、次のとおりとする。</p> | <p>○久留米市視聴覚ライブラリー設置条例施行規則</p> <p>昭和53年9月20日</p> <p>久留米市教育委員会規則第12号</p> <p>改正 昭和54年3月1日教育委員会規則第1号</p> <p>昭和57年4月1日教育委員会規則第2号</p> <p>平成元年4月26日教育委員会規則第4号</p> <p>平成2年3月31日教育委員会規則第3号</p> <p>平成5年3月26日教育委員会規則第3号</p> <p>平成6年9月1日教育委員会規則第8号</p> <p>平成8年3月26日教育委員会規則第2号</p> <p>平成11年3月31日教育委員会規則第5号</p> <p>平成15年6月25日教育委員会規則第4号</p> <p>平成17年1月25日教育委員会規則第13号</p> <p>平成18年3月20日教育委員会規則第3号</p> <p>平成21年2月24日教育委員会規則第3号</p> <p>（中略）</p> <p>（休館日）</p> <p>第5条 ライブラリーの休館日は、次のとおりとする。</p> |

-
- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たらない場合は除く。）
 - (2) 年末年始（12月28日から1月4日までの日）
 - (3) 館内整理日（毎月第4木曜日）
 - (4) 特別整理期間
- 2 館長は、特に必要があると認められた場合は、前項の規定にかかわらず、教育長の承認を得て臨時に**休館**又は開館することができる。この場合において教育委員会（以下「委員会」という。）は、あらかじめその日時を公示するものとする。
 - 3 前項後段の規定は、第1項第4号の期間を定める場合に準用する。
(許可の申請)
- 第6条 視聴覚施設を利用しようとする者又は本項の規定により利用許可を受け、当該許可事項を変更しようとする者は、あらかじめ視聴覚施設利用（利用変更）許可申込書（第1号様式）により、委員会の許可を受けなければならない。
- 2 委員会は**前項の申込**を許可したときは、施設利用（利用変更）許可書（第2号様式）を交付する。
 - 3 視聴覚機械等を利用しようとする者は、視聴覚機械等利用申込書（第3号様式）により、委員会の許可を受けなければならない。ただし、館内での利用のときは**この限り**でない。
 - 4 視聴覚機械等のうち、レコード又は語学演習教材を利用する者は、あらかじめレコード鑑賞利用票（第4号様式）又は語学演習教材利用
-

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たらない場合は除く。）
 - (2) 年末年始（12月28日から1月4日までの日）
 - (3) 館内整理日（毎月第4木曜日）
 - (4) 特別整理期間
- 2 館長は、特に必要があると認められた場合は、前項の規定にかかわらず、教育長の承認を得て臨時に**休館し**、又は開館することができる。この場合において、教育委員会（以下「委員会」という。）は、あらかじめその日時を公示するものとする。
 - 3 前項後段の規定は、第1項第4号の期間を定める場合に準用する。
(許可の申請)
- 第6条 視聴覚施設を利用しようとする者又は本項の規定により利用許可を受け、当該許可事項を変更しようとする者は、あらかじめ視聴覚施設利用（利用変更）許可申込書（第1号様式）により、委員会の許可を受けなければならない。
- 2 委員会は、**視聴覚施設の利用又は許可した事項の変更**を許可したときは、施設利用（利用変更）許可書（第2号様式）を交付する。
 - 3 視聴覚機械等を利用しようとする者は、視聴覚機械等利用申込書（第3号様式）により、委員会の許可を受けなければならない。ただし、館内での利用のときは、**この限り**でない。
 - 4 視聴覚機械等のうち、レコード又は語学演習教材を利用する者は、あらかじめレコード鑑賞利用票（第4号様式）又は語学演習教材利用
-

票（第5号様式）を委員会に提出しなければならない。

（登録申込等）

第7条 視聴覚機材等を館外で利用しようとする者は、視聴覚機材等館外利用登録票（第6号様式及び第6号様式の2）に所要事項を記入し、身分又は住所を証明するものを提出して、登録の申込みをしなければならぬ。

2 前項の登録申込みができる者は、市内に居住し、又は、通勤し、若しくは通学している者とする。

3 委員会が適当と認めて前項の登録が完了した者には、登録カード（第7号様式）を交付する。

4 前項に規定する者の視聴覚機材等の館外利用については、第5条第3項の規定を適用する。

（登録カードの有効期間等）

第8条 登録カードの有効期間は、交付の日から5年間とする。

2 登録カードの記載事項に変更があつたとき、又は紛失したときは、速やかに訂正又は再交付を受けなければならぬ。

3 登録カードは、他人に譲渡し、又は不正に使用してはならない。

（視聴覚機材等の館外利用）

第9条 視聴覚機材等の館外利用については、別表の左欄に掲げる区分により、同表右欄の視聴覚機材等について館外利用に供するものとする。

票（第5号様式）を委員会に提出しなければならない。

（登録申込等）

第7条 視聴覚機材等を館外で利用しようとする者は、視聴覚機材等館外利用登録票（第6号様式及び第6号様式の2）に所要事項を記入し、身分又は住所を証明するものを提出して、登録の申込みをしなければならぬ。

2 前項の登録申込みができる者は、市内に居住し、又は、通勤し、若しくは通学している者とする。

3 委員会が適当と認めて前項の登録が完了した者には、登録カード（第7号様式）を交付する。

（削除）

（登録カードの有効期間等）

第8条 登録カードの有効期間は、交付の日から5年間とする。

2 登録カードの記載事項に変更があつたとき、又は紛失したときは、速やかに委員会に届けなければならぬ。

3 登録カードは、他人に譲渡し、又は不正に使用してはならない。

（視聴覚機材等の館外利用）

第9条 視聴覚機材等の館外利用については、別表の左欄に掲げる区分により、同表右欄の視聴覚機材等について館外利用に供するものとする。

| | |
|--|---|
| <p>2 16ミリ映写機の操作及び16ミリフィルムの利用は、16ミリ映写機操作認定証を持つ者が行うものとする。</p> <p>(館外利用期間)</p> <p>第10条 視聴覚機材等の館外利用期間は、8日以内とする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(利用報告)</p> <p>第11条 視聴覚施設又は機材等を利用した者は、<u>第5条第4項に規定する教材</u>を除き、速やかに視聴覚機材等利用報告書(第8号様式)を委員会に提出しなければならない。</p> <p>(館内の秩序)</p> <p>第12条 入館者は、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 所定の場所以外で、視聴覚機材等を利用しないこと。</p> <p>(2) <u>著しく大きな音及び雑談等</u>により、他人に迷惑をかけること。</p> <p>(3) 所定の場所以外で喫煙及び飲食等をしていないこと。</p> <p>(4) その他、利用者の迷惑となる一切の行為をしないこと。</p> <p>2 委員会は前項の規定を守らない者に対しては、ライブラリーの利用を制限し、又は禁止することができる。</p> <p>(館外利用の停止等)</p> <p>第13条 <u>第7条第3項及び第9条</u>の規定に違反した者に対しては、委員会は、一定期間館外利用を停止し、又は登録カードを無効とし、若</p> | <p>2 16ミリ映写機の操作は、16ミリ映写機操作認定証を持つ者が行うものとする。</p> <p>(館外利用期間)</p> <p>第10条 視聴覚機材等の館外利用期間は、8日以内とする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(利用報告)</p> <p>第11条 視聴覚施設又は視聴覚機材等を利用した者は、<u>第6条第4項に規定する視聴覚機材等</u>を除き、速やかに視聴覚機材等利用報告書(第8号様式)を委員会に提出しなければならない。</p> <p>(館内の秩序)</p> <p>第12条 入館者は、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 所定の場所以外で、視聴覚機材等を利用しないこと。</p> <p>(2) <u>騒音、雑談等</u>により他人に迷惑をかけること。</p> <p>(3) 所定の場所以外で喫煙及び飲食等をしていないこと。</p> <p>(4) その他、利用者の迷惑となる一切の行為をしないこと。</p> <p>2 委員会は前項の規定を守らない者に対しては、ライブラリーの利用を制限し、又は禁止することができる。</p> <p>(館外利用の停止等)</p> <p>第13条 <u>第6条第3項、第8条第3項、第10条又は第11条</u>の規定に違反した者に対しては、委員会は、一定期間館外利用を停止し、又</p> |
|--|---|

しくは登録カードの再交付をしない等の措置をとることができる。

(中略)

(資料の寄託)

第16条 資料を寄託しようとする者は、視聴覚資料寄託申込書（第10号様式）に所要事項を記入し、目録を添えて委員会の承認を得るものとする。

2 委員会は、資料の寄託者に視聴覚資料寄託証（第11号様式）を交付する。

3 委員会は、資料の寄託を受けたときは、他の資料と同様の取扱いにより一般の利用に供することができる。

4 寄託資料が天災その他避けられない事由により滅失し、又はき損した場合は、委員会は、その責を負わない。

5 委員会は、寄託者から寄託資料の返還請求がなされた場合は、速やかに寄託資料を返還するものとする。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(中略)

は登録カードを無効とし、若しくは登録カードの再交付をしない等の措置をとることができる。

(中略)

(資料の寄託)

第16条 資料を寄託しようとする者は、視聴覚資料寄託申込書（第10号様式）に所要事項を記入し、目録を添えて委員会の承認を得るものとする。

2 委員会は、資料の寄託者に視聴覚資料寄託証（第11号様式）を交付する。

3 委員会は、資料の寄託を受けたときは、他の資料と同様の取扱いにより一般の利用に供することができる。

4 寄託資料が天災その他避けられない事由により滅失し、又は毀損した場合は、委員会は、その責を負わない。

5 委員会は、寄託者から寄託資料の返還請求がなされた場合は、速やかに寄託資料を返還するものとする。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(中略)

附 則 (令和 年 月 日教育委員会規則第 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による書類で現に使用されているものは、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別表（第9条関係）

| 区分 | 視聴覚機材等 |
|------|---|
| 団体利用 | 16ミリ映写機、 <u>プロジェクター、アンプ、ライ</u> <u>ト</u> 、スライド映写機、0・H・P、 スクリーン スライドフィルム、T・P教材 |
| 個人利用 | スライドフィルム、T・P教材 |

別表（第9条関係）

| 区分 | 視聴覚機材等 |
|------|--|
| 団体利用 | 16ミリ映写機、 <u>8ミリ映写機</u> 、スライド映写 機、0・H・P、 <u>V・T・R、カラーカメラ</u> スクリーン <u>16ミリ映画フィルム、8ミリ映画フィルム、ス</u> <u>ライドフィルム、録音教材、録画教材、T・P教材</u> |
| 個人利用 | <u>8ミリ映画フィルム</u> 、スライドフィルム、 <u>録音教</u> <u>材、録画教材、T・P教材</u> |

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（事務の委任等）

- 第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。
- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
 - 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
 - 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
 - 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
 - 五 次条の規定による点検及び評価に関すること。
 - 六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。
- 3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。
- 4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

第 1 2 号議案

久留米市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

公印を押印する文書の見直しに伴い、規則の一部を改正するほか、条文の文言を整理しようとするものである。

久留米市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

久留米市立図書館条例施行規則（平成17年久留米市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「において」を「において、」に改める。

第5条第2項第2号中「久留米広域市町村圏事務組合」を「久留米広域連携中枢都市圏」に改め、「又は町」の次に「（以下「構成市町」という。）」を加える。

第5条の2第2号中「久留米広域連携中枢都市圏を構成する市又は町（以下「」及び「」という。）」を削る。

第8条中「の各号」を削る。

第10条第2項第1号中「第31条各号」を「第31条第1項各号」に改める。

第15条第2項中「前項の申請」を「会議室の利用」に改める。

第19条中「第6条第2項」を「、第6条第2項」に改める。

第7号様式中「印」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

久留米市立図書館条例施行規則（平成17年久留米市教育委員会規則第1号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|---|
| <p>(休館日)</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 中央図書館長が特に必要があると認められた場合は、前項の規定にかかわらず、教育長の承認を得て臨時に休館し、又は開館することができる。この場合において久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）は、あらかじめその日時を公示するものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>(利用の登録)</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の登録申込みができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>久留米広域市町村圏事務組合</u>を構成する市又は町、<u>に居住する者</u></p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>(電子書籍)</p> | <p>(休館日)</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 中央図書館長が特に必要があると認められた場合は、前項の規定にかかわらず、教育長の承認を得て臨時に休館し、又は開館することができる。この場合において、<u>久留米市教育委員会</u>（以下「委員会」という。）は、あらかじめその日時を公示するものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>(利用の登録)</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の登録申込みができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>久留米広域連携中核都市圏</u>を構成する市又は町、<u>以下「構成市町」という。）に居住する者</u></p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>(電子書籍)</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(会議室の利用の手続)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 委員会は、<u>前項の申請</u>を許可したときは、会議室利用 (利用変更) 許可書 (第7号様式) を交付する。許可した事項の変更を許可する場合も、同様とする。</p> <p>(館外利用の停止等)</p> <p>第19条 委員会は<u>第6条第2項</u>、第7条及び第13条の規定に違反した者に対しては、一定期間館外利用を停止し、又は利用カードを無効とし、若しくは利用カードの再交付をしない等の措置をとることができる。</p> <p>(以下略)</p> <p>附 則 (令和 年 月 日教育委員会規則第 号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、適宜修正の上使用することができる。</p> | <p>(会議室の利用の手続)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 委員会は、<u>会議室の利用</u>を許可したときは、会議室利用 (利用変更) 許可書 (第7号様式) を交付する。許可した事項の変更を許可する場合も、同様とする。</p> <p>(館外利用の停止等)</p> <p>第19条 委員会は、<u>第6条第2項</u>、第7条及び第13条の規定に違反した者に対しては、一定期間館外利用を停止し、又は利用カードを無効とし、若しくは利用カードの再交付をしない等の措置をとることができる。</p> <p>(以下略)</p> |
|--|--|

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（事務の委任等）

- 第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。
- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
 - 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
 - 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
 - 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
 - 五 次条の規定による点検及び評価に関すること。
 - 六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。
- 3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。
- 4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

第 1 3 号 議案

第 5 次久留米市子どもの読書活動推進計画の策定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 1 3 年法律第 1 5 4 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 8 年度から令和 1 2 年度までの、市における子どもの読書活動の推進に関する計画を定めようとするものである。

議案資料 別冊

第5次久留米市子ども読書活動推進計画(令和8年度～令和12年度)【概要版】

第4次計画期間における子ども読書活動に関する状況

不読率の状況

| 区分 | H18年度 | H23年度 | H28年度 | R1年度 | R7年度 | R7年度(目標値) | 全国平均(R7年度) |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-----------|------------|
| 小学生 | 3.1% | 3.0% | 3.4% | 6.0% | 11.5% | 2.5%以下 | 9.6% |
| 中学生 | 26.5% | 23.5% | 20.2% | 20.3% | 27.5% | 15.0%以下 | 24.2% |
| 高校生 | 16.9% | 12.7% | 11.8% | 18.6% | 18.5% | - | 55.7% |

不読率:1か月に1冊も本を読まなかった人の割合(R7年度)

- ・小中学生は上昇(悪化)。目標値を大きく上回っており、目標達成ができていない。全国平均と比べても高い。
- ・高校生は微減。全国平均と比べると大幅に低い。

読書量の状況(1か月あたり)

| 区分 | H18年度 | H23年度 | H28年度 | R1年度 | R7年度 | 全国平均(R7年度) |
|-----|-------|-------|-------|------|------|------------|
| 小学生 | 6.4冊 | 6.1冊 | 6.8冊 | 6.2冊 | 8.6冊 | 12.1冊 |
| 中学生 | 2.2冊 | 2.8冊 | 3.0冊 | 3.4冊 | 3.7冊 | 3.9冊 |
| 高校生 | 1.7冊 | 2.0冊 | 2.2冊 | 2.1冊 | 1.7冊 | 1.4冊 |

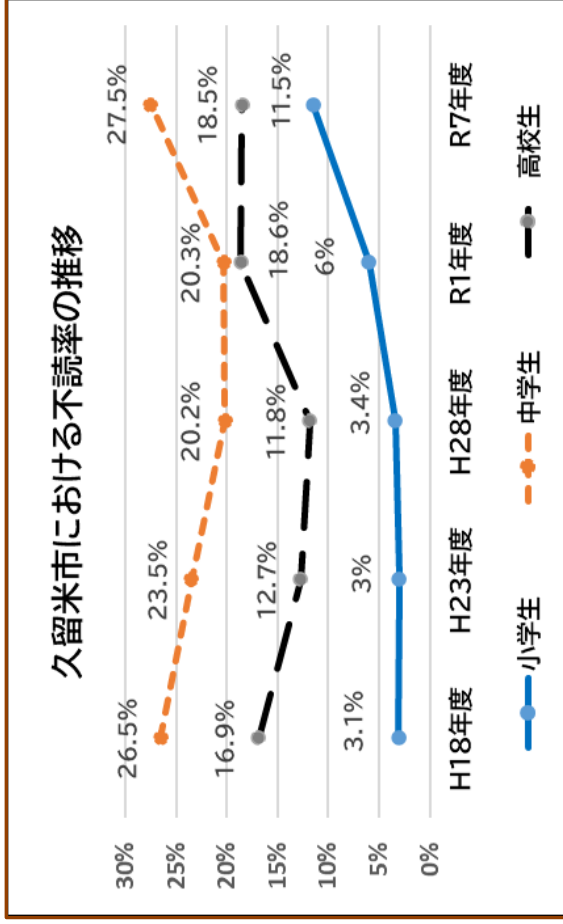
読書量(R7年度)

- ・小中学生は増加したが、全国平均と比べると少ない。
- ・高校生は減少したが、全国平均と比べると多い。

※小学生は4～6年生

※不読率・読書量は、児童・生徒、保護者対象のアンケート調査結果による

※全国平均は「令和7年第70回全国学校読書調査」から引用(主催:全国学校図書館協議会)



取組の状況

| 項目 | 現状値(令和6年度) | 参考(令和元年度) |
|----------------------|-------------------------|-------------------------|
| 1 ブックスタート参加率 | 58.5% | 54.7% |
| 2 地域子育てサロンでの読み聞かせ校区数 | 25か所 | 24か所 |
| 3 団体貸出を活用した学童保育所数 | 44か所 | 44か所 |
| 4 学校図書館蔵書数(小・中学校合計) | 678,439冊 | 628,772冊 |
| 5 学校図書館貸出冊数(小・中学校合計) | 1,282,506冊 1人当たり約53冊 | 1,219,776冊 1人当たり約50冊 |
| 6 児童図書館蔵書数 | 277,693冊 | 260,830冊 |
| 7 児童図書館貸出冊数 | 532,559冊 | 521,586冊 |
| 8 図書館ボランティア数 | 214人 | 279人 |

学校図書館 貸出冊数増

児童図書 貸出冊数増

にもかかわらず 不読率が悪化...

- ◆分析による主な課題等
- 「読書を好き」と回答した子どもの減少
- デジタル社会の進展による子どもを取り巻く環境変化の影響
- 読書に興味・関心を持てるような取組が子どもたちに届いていない
- 学校での読書活動の回数・時間が様々で、時間内に1冊読み切れるとは限らない

第5次子ども読書活動推進計画の概要

目標

子どもたちがそれぞれの発達段階・個性に応じて、身近な場所できれいに出会い、読書を通して心豊かな生活を送ることができるような環境の整備を社会全体で推進していく

基本方針

- (1) 家庭・地域・学校等、図書館の連携・協力による取組の推進
- (2) 子ども読書環境の整備
- (3) 多様な子どもたちの読書機会の確保

〇目標とする数値

| 項目 | 区分 | 現状値 令和7年度 | 目標値 | (参考)国の全国平均 令和7年度 |
|-----|-----|--------------|--------|---------------------|
| 不読率 | 小学生 | 11.5% | 全国平均以下 | 9.6% |
| | 中学生 | 27.5% | 全国平均以下 | 24.2% |

方策の方向性

- 〇乳幼児に対する「語りかけ」「読み聞かせ」の充実、保護者への啓発
- 〇小学生に対する読書活動の推進、紙書籍・デジタル情報源から正しい知識を得るための支援
- 〇中高生等に対する読書を通じた交流機会の提供、読書活動の支援

各領域における主な施策(48 施策)

1 家庭・地域(12施策)

- 〇ブックスタート 〇家読の推進 〇すくすく子育て委員会・地域子育て支援センター・児童センター等での読書活動実施 〇ボランティア活動助成の情報提供 〇学童保育所・隣保館・校区コミセン等への読書活動支援

4 図書館(26施策)

- 〇図書館環境の整備充実 〇児童図書整備 〇再活用図書配布 〇おすすめ本貸出セット整備 〇おはなし会・資料展示・講演会・子ども本に関する情報交換事業・ブックトーク等実施 〇職員及び読書ボランティア派遣 〇団体貸出、特別貸出、新1年生登録、調べもの支援 〇多様な子どもたちへの図書館サービス推進 〇司書配置・人材育成 〇ボランティアの養成・支援 〇学校図書館との合同研修会・情報交換会 〇図書館の仕事体験 〇図書館見学 〇図書館Webサービス利用促進 〇読書相談 〇関連施設との連携事業

【新規】〇デジタル環境の整備推進 〇中高生等の読書啓発事業の実施 〇子どもの読書情報発信事業

2 保育所・幼稚園等(3施策)

- 〇読み聞かせ実施
- 〇読書環境の充実
- 〇保護者への働きかけ

3 学校(5施策)

- 〇読書活動の推進
- 〇読書ボランティア活動の推進
- 〇司書教諭の配置推進
- 〇学校司書の配置推進
- 〇学校図書館の整備

5 ネットワーク(2施策)

- 〇進行管理 〇連携協力

効果的な推進のために

- 〇図書館を中心としたネットワークの構築・充実 〇司書の人材育成 〇広域的な行政機関との連携
- 〇ボランティアとの協働による取組推進 〇計画の周知と子どもの意見の反映



図書館シンボルマーク
「ブックン」

「子どもの読書活動の推進に関する法律」 (平成13年12月12日 法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。